

単品スライド条項の取扱いについて

横浜市における、工事請負契約約款第 26 条第 5 項及び製造請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の適用については、平成 20 年 6 月 23 日付「工事請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の適用について」により、適用基準日、条項適用の対象とする建設資材等をお知らせしましたが、このたび、「単品スライド条項取扱要綱」及び「単品スライド条項運用マニュアル」を制定しましたので、お知らせします。

1 条項適用の対象とする主要な工事材料

- (1) 鋼材類：(H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、水道用材料、各種鋼管、電線管、スクラップ等)
- (2) 燃料油：(ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の 5 品目)

2 留意事項

単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求については、残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が 2 月以上ある場合に限り行えます。(経過措置として、履行期限が平成 20 年 11 月 30 日以前である工事については、工期満了前であれば、平成 20 年 9 月 30 日まで請求できることとします。)

また、単品スライド条項に基づく請負代金額の協議にあたっては、鋼材類又は燃料油を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、鋼材類又は燃料油の購入又は搬入の月を証明する書類が必要となります。

3 その他

「単品スライド条項取扱要綱」及び「単品スライド条項運用マニュアル」は、次の本市 WEB ページからダウンロードできます。

- 単品スライド条項取扱要綱

URL：

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/tannpinnsuraido_youkou.pdf

- 単品スライド条項運用マニュアル

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/kokyo/suraido/>

(問合せ先)

行政運営調整局契約第一課

電話：6 7 1 - 2 2 4 6

※運用マニュアルに関する問合せ先

都市整備局公共事業調査課

電話：6 7 1 - 4 0 6 6